

市町名	対象者										交付枚数	一枚当り単価	金額換算(最大)	人工透析	備考		
	身体				療育				精神							高齢者	その他条件
	1級	2級	3級	4級	○A	A	○B	B	1級	2級							
庄原市	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○			72枚/年 申請月により減(6枚/月)	300円	21,600	・別に年240枚(72,000円相当)上乗せ 計312枚(93,600円) ・申請月により減(20枚/月) ・公共交通機関運賃の半額助成との選択制	・1回の乗車につき複数枚使用可 ・人工透析は別要綱による
三次市	○	○	○ 視覚・下肢・体幹・じん臓に限る	-	○	○	○	-	○	○	※別制度 リフト付き車両による輸送支援あり(医療機関のみ・利用料助成)		通常 40枚 10~翌年3月申請 20枚 自動車税・軽自動車税の減免を受けているもので、自ら運転するもの 20枚 10~翌年3月に申請するものは10枚	500円	20,000	・年40枚(20,000円相当)上乗せ 計80枚(40,000円) ・10~翌年3月に申請するものは20枚上乗せ 計40枚	・一度に複数枚使用可 ・タクシー料金またはガソリン券として選択使用可能
安芸高田市 ※要介護者(通院)											○ 要介護1以上	・要介護1、2は、一人暮らし又は同居家族が65歳以上か障害者のみ ・市民税非課税の者	48枚(4枚/月)	自宅~医療機関の距離により単価が異なる(500~2,500円)	24,000円~120,000円		・1回の乗車につき1枚のみ使用可 ・安芸高田市内の医療機関への通院のみ使用可 ・介護保険料の滞納者は、額面が低い(300~1800円) ・他制度の申請者は不可
安芸高田市 ※重度障害者	○ 視覚・下肢・体幹・移動に限る	○ 視覚・下肢・体幹・移動に限る	○ 視覚・下肢・体幹・移動に限る	-	○	○	-	-	○			「その他市長が認める者」にも交付	96枚 申請月により減(8枚/月) 自動車税又は軽自動車税の減免を受けているときは1/2に減じる	500円	48,000	・(障害者等交通費補助金)公共交通機関運賃の半額助成あり	・1回の乗車につき複数枚利用可 ・他制度の申請者は不可 ・(障害者等交通費補助金)人工透析以外の障害者(条件あり)の障害の更生または難病患者の治療のための通院に、公共交通機関運賃の1/3助成あり
広島市	○ 視覚、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、HIV HIV 上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動	○ HIV、肝臓 上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動	○ 下肢3級の1、体幹、脳原移動	-	○	○			○		※別制度あり	対象「補装具として車椅子の交付を受けているもの」 所得制限あり(本人159.5万円、扶養親族等1人につき38万円加算)	48枚/年 基準月により減(4枚/月)	身体・療育 550円 精神 620円	26,400円~29,760円	・じん臓機能障害1級の人工透析治療者は、左記の2倍(最多で96枚52,800円相当)	・障害要件(視覚1~2級、肢体第1種、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸1級、HIV・肝臓1~2級) ・別に「障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)」あり(3000円の範囲内、障害の種別、程度、年齢、選択交通機関により、額が変わる 所得制限あり) ・同様に、「高齢者公共交通機関利用助成」あり(6000円の範囲内70歳以上 選択交通機関により、額が変わる 所得制限あり)
呉市	○ 視覚、上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚、聴覚、上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、	○ 視覚、聴覚、下肢3級の1、体幹、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚4級の1、肝臓、HIV	○	○	○	-	-	-		下肢障害を含む傷害程度(総合等級)が1~3級の身体障害者	60枚 申請月により減(5枚/月)	300円	18,000		・「タクシー券」「紙おむつ券」「いきいきバス」のいずれかを選択 ・障害要件(身障第1種、下肢障害を含む総合等級が1~3級の身障者、療育○A・A・○B)

市町名	対象者										交付枚数	一枚当り単価	金額換算(最大)	人工透析	備考		
	身体				療育				精神							高齢者	その他条件
	1級	2級	3級	4級	○A	A	○B	B	1級	2級							
呉市 ※バス運賃対象	○ 視覚、上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚、聴覚、上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸	○ 視覚、聴覚、下肢3級の1、体幹、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚4級の1、肝臓、HIV	○	○	○	-	-	-		バス利用で70歳以上バス運賃100円(バスに一定額をチャージして使用)	バス使用で無料	-	-	・身障第1種、療育は、同伴の介助者1名も無料 ・指定した路線に限る ・障害要件(身障第1種、第2種で1～3級の身障者、療育○A・A・○B) ・「タクシー券」「紙おむつ券」「いきいきバス」のいずれかを選択	
竹原市	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-			24枚/年 申請月により減(2枚/月)	初乗運賃	(14,880円)	・年48枚(29,760円相当) 上乗せ 計72枚(44,640円) 申請月により減(2+4枚/月)	
三原市	-	福祉タクシー券事業 実施なし			-	-	-	-	-	-							
尾道市 ※優待乗車証	○ 視覚、上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚、聴覚、上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸	○ 視覚、聴覚、下肢3級の1、体幹、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚4級の1、肝臓、HIV	○	○	○	○	○	○	73歳以上	「自立支援医療受給者」も給付対象 地域限定あり	おのみちバス乗車時に 掲示で1乗車30円支払				バス(船)共通券とどちらか選択
尾道市 ※バス(船)共通券	○ 視覚、上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚、聴覚、上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸	○ 視覚、聴覚、下肢3級の1、体幹、脳原移動 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、肝臓、HIV	○ 視覚4級の1、肝臓、HIV	○	○	○	○	○	○		「自立支援医療受給者」も給付対象 地域限定あり	バス 12,000円(療育手帳○B,Bの方は18,000円) 船舶 10,000円(療育手帳○B,Bの方は15,000円)				おのみちバス優待乗車証とどちらか選択
尾道市 ※福祉タクシーチケット	○ 御調は全障害 因島は視覚、下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	○ 御調は全障害 因島は視覚、下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	-	-	○ 御調・因島のみ	○ 御調のみ	○ 御調のみ	○ 御調のみ	-	-		地域限定あり	御調町 20枚 因島町 12枚	560円	御調町 11,200円 因島町 6,720円		
福山市	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-		非課税世帯	?	?	15,000	年額30,000円	・受付期間7/1～3/31 ・老人交通費助成事業あり(75歳以上非課税者 3000円のバス・タクシー共通チケット)

福祉タクシー(障害者関係)他市町状況

H24.12月調査(HPIによる)

市町名	対象者										交付枚数	一枚当り単価	金額換算(最大)	人工透析	備考			
	身体				療育				精神							高齢者	その他条件	
	1級	2級	3級	4級	OA	A	OB	B	1級	2級								
府中市	○ 視覚・下肢・体幹・移動・腎臓・呼吸器に限る	○ 視覚・下肢・体幹・移動・腎臓に限る	○ 視覚・下肢・体幹・移動・腎臓に限る	-	○	○	○	-	○	○	※別制度 地域的・心身の障害・疾病等により交通機関の利用が困難な方	身障3級、療育OBは、市県民税の所得割が非課税の方 施設に入所していない方	36枚 申請月により減(3枚/月)	500円	18,000	加算なし	・1回の乗車につき複数利用可 ・精神障害と身体・療育は別制度 ・高齢者は別に制度あり ・複数の制度の利用は不可	
大竹市	-	福祉タクシー券事業 実施なし			-	-	-	-	-	-								
東広島市	○	○	○	○ 視覚のみ	○	○	○	-	○	○	※別制度あり	所得制限あり (本人159.5万円、扶養親族等1人につき38万円加算)	80枚 (1冊40枚×2冊) 10月以降申請は1冊	500円	40,000	・年80枚(40,000円相当) 上乗せ 計160枚(80,000円) 10月以降申請は2冊(80枚)交付	・高齢者移送サービス(タクシー割引乗車券) 70歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯 500円×20枚	
廿日市市	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○			24枚/年	初乗運賃 (ただし570円を上限)	13,680	・年72枚(41,040円相当) 上乗せ 計96枚(54,720円)		
江田島市	-	福祉タクシー券事業 実施なし			-	-	-	-	-	-								
府中町	○ 視覚、下肢、体幹、移動、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、HIV、肝臓	○ 視覚、下肢、体幹、移動、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、HIV、肝臓	-	-	○	○	-	-	○	-			48枚/年 申請月により減(4枚/月)	身体・精神 1級 620円 以外 570円	29,760円 ~27,360円	加算なし	・1回の乗車につき1枚のみ使用可 ・人工透析による加算なし	
海田町	○ 視覚、上肢、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動、心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸	○ 視覚、上肢2級の1・2、下肢、体幹、脳原上肢、脳原移動、心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸	○ 下肢3級の1、体幹、脳原移動	-	○	○	-	-	○	○			24枚/年	初乗運賃 (ただし620円を上限)	14,880	・年12枚(7,440円相当) 上乗せ 計36枚(22,320円)		
熊野町	○	○	-	-	○	○	-	-	○	-			24枚/年 申請月により減(2枚/月)	620円	14,880	※別制度 ・公共交通機関運賃の30%を助成	・1回の乗車につき1枚のみ使用可 ・人工透析による加算なし	
坂町	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○			24枚/年 申請月により減(2枚/月)	620円	14,880	・年48枚(29,760円相当) 上乗せ 計72枚(44,640円)	・1回の乗車につき1枚のみ使用可?	
安芸太田町	-	福祉タクシー券事業 実施なし			-	-	-	-	-	-								・「予約乗合タクシー あなたく」運行
北広島町	-	福祉タクシー券事業 実施なし			-	-	-	-	-	-								・じん臓障害者通院助成あり(詳細不明) ・難病患者通院費補助

市町名	対象者										交付枚数	一枚当り単価	金額換算(最大)	人工透析	備考		
	身体				療育				精神							高齢者	その他条件
	1級	2級	3級	4級	○A	A	○B	B	1級	2級							
大崎上島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				※別制度 ・公共交通機関運賃の3/4または自家用車のときフェリー3/4(上限1,140円)または、タクシー運賃3/4(上限750円)×月5回 ・天候による欠航を理由とする宿泊費3/4(上限	・別に障害者の通院費助成あり(重度の障害者が治療のため島外に車で通院する費用の一部を補助 助成内容不明)		
世羅町	○	○	-	-	○	○	-	-	○	-	要介護1~5	運転免許証を自主返納した方 施設に入所していない方	48枚/年 申請月により減(4枚/月)	250円	12,000	通院助成あり(詳細確認できず)	・1回の乗車につき複数枚使用可 ・人工透析は別要綱による? ・ほかに、難病患者通院助成、重度心身障害者通院助成あり
神石高原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						・じん臓障害者通院助成あり(詳細不明) ・「予約乗合タクシー おでかけタクシー」65歳以上の高齢者や障害者等で運転免許証を持っていない人。運賃は500円均一 ※現在も運行中か要確認	

○作業所や福祉施設への通所助成を含みません